

○弥富市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成4年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して予算の範囲内において交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 前号の浄化槽のうち、次のいずれにも適合するものをいう。
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものであること。
 - イ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）（以下「指針」という。）に適合するものであること。
 - ウ 別表第1に定める性能要件を満たす環境配慮型浄化槽であること。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取り便槽 し尿を一時貯留する便槽であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所をいう。
- (5) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (6) 事業計画区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域をいう。
- (7) 供用開始区域 事業計画区域のうち、下水道法第9条第1項の規定により公示された区域をいう。

(8) 浄化槽処理促進区域 法第12条の4第1項の規定により指定された区域をいう。

(9) 汚水処理区域 弥富市汚水処理施設条例（平成12年弥富市条例第36号）第1条第2項で定めた汚水処理区域をいう。

(10) 補助対象区域 本市の区域のうち、供用開始区域を除いた区域をいう。

(11) 一般区域 補助対象区域のうち、事業計画区域、浄化槽処理促進区域及び汚水処理区域を除く区域をいう。

（補助対象）

第3条 この要綱により補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象区域内において専用住宅の建て替え、増築、改築等により既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽（以下「既存浄化槽等」という。）の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置する（以下「転換」という。）ものとする。

2 この要綱により補助金の交付の対象とする者は、補助対象区域内において補助事業を実施する者とする。ただし、次に掲げる者にあつては、補助金の交付の対象としない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽等を設置しようとする者

(2) 建物又は土地を借りている者であつて賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 11人槽以上の合併処理浄化槽を設置しようとする者

(4) 自ら居住を目的とする専用住宅以外に合併処理浄化槽を設置しようとする者

(5) 専用住宅の新築に伴い合併処理浄化槽を設置しようとする者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

3 この要綱により補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 合併処理浄化槽の設置に係る経費

(2) 既存浄化槽等の撤去及び処分に係る経費

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として適当と認めるもの

（補助額）

第4条 この要綱により交付する補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、別表第2に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し及び浄化槽調書の写し
- (2) 配置図(合併処理浄化槽及び既存浄化槽等)及び排水経路図
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 浄化槽設置工事見積書(既存浄化槽等の撤去及び処分に係る補助を受けようとする者は、その撤去及び処分に係る費用が明らかになる書類)及び工事請負契約書の写し
- (5) 賃貸人の承諾書(建物又は土地を借りている者に限る。)
- (6) 既存浄化槽等からの転換であることを証する次のいずれかの書類
 - ア 既存単独処理浄化槽からの転換の場合
 - (ア) 法定検査結果書の写し
 - (イ) 保守点検記録の写し
 - (ウ) 清掃実施記録の写し
 - (エ) 現況写真
 - イ 既存くみ取り便槽からの転換の場合
 - (ア) 清掃実施記録の写し
 - (イ) 現況写真
- (7) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)の写し
- (8) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいた保証登録証(市町村用)
- (9) 型式適合認定書の写し
- (10) 型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し
- (11) 浄化槽設備士免状の写し(昭和63年3月31日以前に浄化槽整備士免状の交付を受けた者にあっては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の

写し)

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び同条第2項の規定により条件を付した場合にはその条件を補助金交付(変更)決定通知書(第2号様式)により補助金の交付の申請をした者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業の内容を変更(廃止又は中止を含む。)しようとする場合は、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の計画変更承認の申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 前条の規定は、前項に規定する変更決定をした場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(第4号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事

業者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類)

- (2) 法第7条の規定に基づく検査手数料及び法第11条の規定に基づく検査の初回手数料の納入済の浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- (3) 浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し及び請求書（既存浄化槽等を撤去及び処分した場合は、撤去及び処分に要した費用が明らかになる書類）の写し
- (4) 浄化槽設置工事の写真（施工前・施工中・施工後）
- (5) 既存浄化槽等撤去工事の写真（撤去前・撤去中・撤去後）
- (6) 既存浄化槽等の最終清掃実施記録の写し（撤去及び処分に係る補助を受けようとする者に限る。）
- (7) 浄化槽設備士の証するチェックリスト
- (8) 法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (9) 法第11条の2の規定に基づく浄化槽使用廃止届書の写し（既存単独処理浄化槽からの転換の場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の交付決定額と確定額が相違する場合（第13条第2項の規定に該当する場合を除く。）については、補助金の額の確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定した後に補助事業者からの補助金交付請求書（第6号様式）による請求に基づき、補助金を交付するも

のとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書(第7号様式)によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第10条第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還通知書によりその返還を命ずるものとする。

(補助事業の遂行)

第14条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、必要に応じて、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は職員に補助事業の実地検査をさせることができる。

(帳簿等の備付け)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿等を当該補助事業の完了後5年間保存しておかななければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月28日)

- 1 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の弥富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表の規定は、平成8年4月1日以後に申請のあった事業について適用し、同日前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年9月30日)

- 1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の弥富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第15条の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金交付の申請がされた事業から適用し、同日前に補助金交付の申請がされた事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の弥富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表の規定は、平成9年4月1日以後に申請のあった事業について適用し、同日前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年5月1日)

- 1 この要綱は、平成10年5月1日から施行する。
- 2 改正後の弥富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表の規定は、平成10年4月1日以後に申請のあった事業について適用し、同日前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年9月30日)

- 1 この要綱は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 改正後の弥富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱別表の規定は、平成11年4月1日以後に申請のあった事業について適用し、同日前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月27日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の弥富町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条、第4条及び別表の規定は、平成12年4月1日以後に申請のあった事業について適用し、同日前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年9月30日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の弥富市要綱の規定に基づいて作成されている様式の内紙は、改正後の弥富市要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成24年3月30日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

浄化槽の消費電力基準

（単位 W/h）

人槽	通常型	高度処理型 (BOD10mg/L以下)	高度処理型 (リン除去型)
5人槽	39以下	53以下	83以下
7人槽	55以下	75以下	90以下
10人槽	75以下	102以下	157以下

別表第2（第4条関係）

補助金の限度額

補助対象区域	補助対象経費	補助金の限度額
浄化槽処理促進区域	合併処理浄化槽の設置に要する経費	(1) 5人槽 363,000円 (2) 6・7人槽 486,000円 (3) 8～10人槽 687,000円
	既存浄化槽等の撤去及び処分に要する経費	90,000円
一般区域	合併処理浄化槽の設置に要する経費	(1) 5人槽 242,000円 (2) 6・7人槽 324,000円 (3) 8～10人槽 458,000円
	既存浄化槽等の撤去及び	90,000円

	処分に要する経費	
事業計画区域及び 汚水処理区域	合併処理浄化槽の設置に 要する経費	(1) 5人槽 80,000円 (2) 6・7人槽 108,000円 (3) 8～10人槽 152,000円
	既存浄化槽等の撤去及び 処分に要する経費	30,000円

第1号様式（第5条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電 話 番 号

合併処理浄化槽設置整備事業を実施するため、補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設 置 場 所
- 2 浄化槽の形式 人槽
- 3 住宅等所有者 1本人 2共有 人 3その他（ ）
- 4 申 請 金 額 金 _____ 円
- 5 事業の着手予定及び完了予定年月日
着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日

第2号様式（第7条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付（変更）決定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長 

年 月 日付で申請のありました補助金の交付（変更）について、弥富市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定します。

記

補助金交付（変更前）	（金	円）
（変更）決定額（変更後）	金	円

条件

(1) 一般条件

ア 本補助金は、補助事業の遂行の目的以外のものに使用しないこと。

イ 補助事業の遂行に当たっては、弥富市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を遵守すること。

(2) 事業内容に対する条件

第3号様式（第8条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業計画変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けました補助事業について、下記のとおり計画変更（廃止又は中止）したいので、弥富市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 計画変更の内容

区 分	当 初 計 画	変 更 計 画

2 計画変更の理由

3 その他参考事項

第4号様式（第9条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業の実施状況

事業実績の内容	予算額 円	実績額 円	備 考

3 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

4 事業の効果

第5号様式（第10条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長 印

年 月 日付で報告のありました補助金について、弥富市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり額を確定します。

記

- | | | |
|------------|---|----------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定額 | 金 | <u>円</u> |

第6号様式（第11条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申請者

住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付の決定・額の確定）の
通知がありました件について、下記のとおり交付されたく請求します。

記

1 補助金請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	預金の種別	口座番号	フリガナ
			口座名義人

第7号様式（第13条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

弥富市長 印

年 月 日付で交付した補助金について、下記のとおり返還してください。

記

- | | | |
|------------|----------|----------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 3 既交付済額 | 金 | 円 |
| 4 返還額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 5 返還期限 | | 年 月 日 |

第 1 号様式 (第 5 条関係)

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 8 条関係)

第 4 号様式 (第 9 条関係)

第 5 号様式 (第 10 条関係)

第 6 号様式 (第 11 条関係)

第 7 号様式 (第 13 条関係)